

結婚式の前撮等利用のルールについて

No.	項目	内容	摘要
1	撮影申込み	撮影日の最低1カ月前までに松島町産業観光課観光班に連絡が必要です。	利用に係る日時、氏名及び人数、連絡先、当日の予定表、持込機材等を電話もしくはFAXで連絡いただきます。
2	撮影時間等	撮影開始から、概ね1時間程度で終わらせて下さい。	フラッシュをたいての撮影は禁止です。
3	利用料金等	前撮り等撮影で観瀾亭を使用する場合、同敷地内にあります明月庵（松島海岸公園避難施設）の使用が原則となります。更衣室や着替え置き場としてご使用ください。 使用日の1週間前までに使用に係る申請書を松島町産業観光課観光班まで提出願います	観瀾亭観覧料：大人200円（一人あたり） 明月庵使用料：1時間4,000円（前払い） ※観瀾亭観覧料は撮影当日観瀾亭にてお支払いいただきます（現金のみ）
4	撮影組数	原則として、1カ月に1組限定となります。	連休、紅葉時期及び団体予約日の繁忙期は、撮影をお断りする場合がありますので、ご了承願います。
5	飲食物の持込禁止	撮影時の飲食は、観瀾亭で販売している抹茶や菓子以外は禁止とします。	抹茶と御菓子のセットもあります。（まっしま600円・タルト700円・おまかせ800円・生菓子800円ずんだ700円など）いずれかの購入をお勧めしております。

【その他の禁止事項】

- 1 撮影などの際に、施設・通路を独占的に使用、または長時間にわたって占有するなど、一般のお客様の通行・利用を妨げないで下さい。
- 2 立入が禁止されている区域に入らないで下さい。
- 3 駐車場の台数に限りがあるため、自家用車や社用車などでお越しの際は2台まででお願いします。
- 4 その他、観瀾亭の禁止事項及び観瀾亭スタッフからのご案内に従い、撮影を行ってください。

※ 上記ルールをお守りいただけない場合には、観瀾亭及び明月庵（松島海岸公園避難施設）のご利用をお断りすることもございますので、あらかじめご了承ください。